

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1. 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速な避難誘導ができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への配慮

① 避難支援のプランの活用

市は、避難住民の誘導に際し、災害時要援護者の避難対策を講じる。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、市民病院や社会福祉施設等における入院患者数・入所者数を把握し、民間病院等についても、関係団体の協力を得つつ、これらの把握に努める。また、市は、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等の作成などに努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保、及び外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知及び的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、連携・協力の関係を構築しておく。

(5)学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2. 避難実施要領のパターン作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行い、消防庁の作成マニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3. 救援に関する基本的事項

(1)救援の活動内容

市は、市の行う救援の活動内容について県と調整しつつ定めておく。

(2)基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、関係機関との連携体制を確保する。

4. 運送業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送を実施する体制を整備するよう努める。

5. 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

6. 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

7. 医療体制の整備

市は、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院である三木市民病院や三木市医師会等との連携を図る。